

境港市新しいふるさとでの ライフステージ支援補助金

境港市へ移住を目的として転入する
子育て世帯や若者への支援として
補助金を交付します。

交付金額 1世帯あたり20万円(定額) ※交付は1回限り

交付対象世帯

鳥取県外から境港市に転入した世帯であって、次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。

- (1) 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で新たに住民登録をした世帯であること
- (2) 世帯員のうち1人以上(子を除く)が転入日において満39歳以下であること
- (3) 転入日前1年以内に鳥取県に居住したことがないこと
- (4) 転勤、研修等による転入でなく、本市に継続して3年以上定住する意思があること
- (5) 本補助金の交付の申請をする日において、次のいずれかの要件を満たしていること
 - ア 結婚をして10年以内であること
 - イ 妊娠中の者がいること
 - ウ 高等学校入学前の子がいること
- (6) 本補助金や移住定住等に係る情報発信やアンケート等に協力を行うこと
- (7) 境港市税を滞納していないこと
- (8) 暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと
- (9) 過去に本補助金の交付を受けた世帯の世帯員でないこと

詳しくはホームページでご確認ください

本補助金以外に地方創生移住支援金、本社機能移転等による移住支援金等の支援制度がございます。移住支援金を受ける際には、移住前に下記の問い合わせ先までご相談ください。

移住定住情報については、右のQRコードからご確認ください。



お問い合わせ

境港市総合政策課

TEL : 0859-47-1024

mail : sougouseisaku@city.sakaiminato.lg.jp

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地